

「サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業
に関する実施事業者の公募について（公募要領）」 質問と回答

令和4年1月
環境省大臣官房
環境保健部環境安全課

※用語の定義については、「サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業
に関する実施事業者に係る公募について（公募要領）」（以下「公募要領」という。）にお
ける「2. 用語の定義」のとおり。

目次

1. 全体関係	6
Q1. エアコンのサブスクリプションとはどのようなものでしょうか。また、この 事業の目的は何でしょうか。	6
2. 公募対象事業等関係	6
Q2-1. エアコンモデル事業においては、エアコンの空調利用以外のサービスに関 することも求めています。このようなサービスを追加することは必要でしょ うか。	6
Q2-2. 実施事業者とはどのような実施事業体を想定していますか。	6
Q2-3. 実施事業者への地方公共団体の参加は必ず必要でしょうか。	7
Q2-4. 複数の地方公共団体が共同で応募・実施することはできますでしょうか。 .	7
Q2-5. 実施事業者を構成せずに、単一事業者での応募は可能でしょうか。	7
Q2-6. 実施事業者での応募に当たっては、法人格は必要でしょうか。	7
Q2-7. エアコンモデル事業においては、一定期間、エアコンのサブスクリプシ ョンが行われますが、サブスクリプション期間が終了するまで実施事業者を組織す る必要はありますか。	7
Q2-8. 複数の事業者で構成される実施事業者に対し、環境省の支援手続を行う場 合の資金の流れはどのようになりますか。	8
Q2-9. 民間事業者が複数の地域で別の事業体として複数応募することは可能でし ょうか。	8
Q2-10. サブスクリプションサービスについて最低限満たさなければならない条 件はありますか。	8
Q2-11. 環境省からの対象経費につき、一つの実施事業者への支援の上限額はあ りますか。	8

Q2-12. サブスクリプション利用者の途中解約の場合、またはその場合のエアコンの取扱いについてどうなりますか。.....	9
Q2-13. 実施事業者におけるエアコンモデル事業の実施地域は、一か所に限定されるのでしょうか。それとも全国どこでも可能でしょうか。.....	9
Q2-14. エアコンモデル事業の事業実施期間は令和5年2月末まで（事業実施者からの最終報告書の提出は令和4年12月）となっていますが、事業実施期間後の環境省の関与はどのようなのでしょうか。.....	9
Q2-15. サブスクリプション料金について目安はありますか。.....	10
Q2-16. サブスクリプション契約期間の最長・最短期間について教えてください。.....	10
Q2-17. エアコンモデル事業の実施に当たり、熱中症予防の観点で行う事項は具体的にどのようなものなのでしょうか。.....	10
Q2-18. 循環経済の促進について、サブスクリプションの利用期間が終了した後のエアコンの取扱いについてはどのような対応が必要ですか。.....	10
Q2-19. ビジネスモデル検証、熱中症に関するデータ、エネルギーの使用量などすべての項目についてデータの収集が必要ですか。.....	11
Q2-20. データ取得は、エアコンモデル事業を実施する全世帯又は全施設において対象となりますか。.....	11
Q2-21. データの取得のために必要な計測機器は、環境省支援の対象となりますか。.....	11
Q2-22. 取得するデータ内容は、事業実施の途中で計画変更は可能ですか。.....	11
Q2-23. 「夏季の期間」は何月まででしょうか。応募する実施事業者が夏季の期間を独自に定めても良いでしょうか。.....	11
Q2-24. 報告書として提出するデータは、各世帯または各施設の個別の取得データの提出が必須となりますか。または取りまとめデータのみを提出すれば良いでしょうか。.....	11
Q2-25. データの取得で留意すべき点について教えてください。.....	12
Q2-26. 応募内容について審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。.....	12
Q2-27. 事業計画のスケジュールに変更が生じた場合、費用の対象となりますか。.....	12
Q2-28. スケジュールについて、エアコンの設置が間に合わず、令和4年夏の稼働がなされない場合のスケジュールについてはどのようになりますか。.....	12
Q2-29. 特に業務用のエアコンについては、令和4年夏までに設置は困難な場合が多いのではないのでしょうか。その場合は申請自体できないのでしょうか。.....	12
Q2-30. 各実施事業者において収集したデータや検討した内容について請負者等に提出するとありますが、提出した内容につき、他の実施事業者に対して共有さ	

れることはあるのでしょうか。	13
Q2-31. 環境省と別途契約する請負者と連携する事業内容について教えてください。	13
Q2-32. 請負者の情報は、採択通知の際にお知らせがありますか。	13
3. 提出書類等	13
Q3-1. 事業実施計画等の策定等につき請負者における協力とはどのようなもの でしょうか。	13
Q3-2. 中間報告書、最終報告書等の提出は必ず必要でしょうか。	13
Q3-3. 令和5年1月の検討会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要 がありますか（そのための旅費の確保が必要でしょうか）	14
4. 事業実施期間及び事業開始時期関係	14
Q4-1. 事業実施期間は令和5年2月末までの約1年間となっている中、サブスクリプション 利用者とのサブスクリプションの期間は中長期となりますが、この事業 実施期間とサブスクリプション期間の関係はどのようなものになりますか。	14
Q4-2. 本事業の採択が決まり次第、サブスクリプションモデル事業を始めても 良いでしょうか。	14
5. 対象エアコン等	14
Q5-1. 高効率エアコンはすべて環境省支援の対象となりますか。	14
Q5-2. エアコン設置にかかる必要経費はすべて環境省経費の対象となりますか。	15
Q5-3. エアコン設置時に壁に穴を開ける配管工事等は、サブスクリプションモデル 事業経費の対象となりますか。	15
Q5-4. サブスクリプションサービス終了後は設備の撤去・回収は必須でし ょうか。	15
Q5-5. 公募要領「7. 対象エアコン等」の表における電気機器や測定機器とは具 体的に何を指しますか。	15
Q5-6. 高効率モデルと標準モデルにおける価格の差額とはどういうこと ですか。	15
Q5-7. 業務用エアコンにおける環境省負担分 3/5 とはどういうこと ですか。	16
6. 対象となる要件等関係	16
Q6-1. 公募要領に記載されていない建物を対象とした場合、採択はされ ないのでしょうか。	16
Q6-2. 家庭用エアコンは、戸建て又は集合住宅の指定が必要となります か。	16
Q6-3. すでにエアコンを所有している世帯が、2台目又は3台目のエアコンを 導	

入する場合、本事業の対象となりますか。	16
Q6-4. 1台目は環境省の支援を受け、2台目や3台目は支援を受けずに個人又は実施事業者の負担でエアコンを設置することはエアコンモデル事業の対象となりますか。	16
Q6-5. 例外的に複数台設置することができる場合とはどのような場合でしょうか。また世帯数・台数の上限はどの程度になりますか。	16
Q6-6. エアコンの買換えは支援の対象となりますか。その場合、エアコンの買換えに伴う既存のエアコンの撤去費用は支援の対象となりますか。	17
Q6-7. 各家庭の状況によってエアコン付帯設備に差がある場合、エアコン利用に必要な設備経費は環境省支援の対象となりますか。	17
Q6-8. 業務用エアコンの場合の要件を具体的に教えてください。	17
7. 採択にあたっての配慮事項	17
Q7-1. 公募要領にある配慮事項とはどのように配慮されるのでしょうか。要件を満たしていれば必ず採択がなされるのでしょうか。	17
8. 採択件数と対象費用の上限	17
Q8-1. 申請する世帯数が多すぎる又は少なすぎる場合、審査で有利又は不利となりますか。	17
Q8-2. 対象件数や費用の上限について教えてください。申請件数や費用が上限を超えた場合は、環境省からのモデル事業の対象とならないのでしょうか。	18
9. 対象経費関係	18
Q9-1. 請負者との打合せに発生する費用は、事業の対象となりますか。	18
Q9-2. 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。	18
Q9-3. 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。	18
Q9-4. 人件費は認められますか。	18
Q9-5. 実施事業者を構成した後、応募申請を経て採択となるまでの間の実施事業者の事務費は環境省事業の対象となりますか。	18
Q9-6. 他の事業実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。	19
Q9-7. 応募する実施事業者の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載しても良いのでしょうか。	19
Q9-8. エアコンモデル事業期間終了後のデータ収集にかかる経費や、サブスクリプション利用終了後のエアコン撤去費用は対象となりますか。	19

10. 応募方法関係	19
Q10-1. 本事業は、今回の応募期間以外にも令和4年度中に再公募の予定はありますか。.....	19
Q10-2. 締切は当日消印有効ですか。また締切17時は書類又はメールの到着の期限でしょうか。.....	19
Q10-3. 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送しても良いでしょうか。.....	19
Q10-4. 資料は動画での提出は可能でしょうか。.....	20
11. 採択方法関係	20
Q11-1. 審査方法について教えてください。書面審査のみでしょうか、または、インタビューやヒアリングの実施予定はありますでしょうか。.....	20
Q11-2. 採択基準について教えてください。.....	20
Q11-3. 採択につき、結果及びその理由は公表されますか。.....	20
Q11-4. 実施事業者を構成する地方公共団体においては「令和4年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」（地域モデル事業）にも応募を検討しています。当該地方公共団体が両方に申請をした場合は、何か審査に影響はありますか。.....	20
Q11-5. 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、エアコンモデル事業への応募に影響はありますか。.....	20
Q11-6. 審査委員会にて条件を付与する場合がありますとのことですが、条件はどの程度受け入れる必要がありますか。.....	21
12. その他	21
Q12-1. 「環境省及び請負者と緊密な連携」とありますが、どのような連携を指しますか。.....	21
Q12-2. 「サブスクリプション利用者に対して、エアコンの適正な利用の確保」及び「実施事業者における適正な事業の履行」とはどのようなことですか。.....	21

1. 全体関係

Q1. エアコンのサブスクリプションとはどのようなものでしょうか。また、この事業の目的は何でしょうか。

A1.

○エアコンモデル事業におけるエアコンのサブスクリプションとは、サブスクリプション利用者がエアコンを「購入」するのではなく、一定期間・定額を支払うサブスクリプション方式を活用することで、初期費用を抑え、エアコンの「利用」を促進していくことを目指すものです。

○また、エアコンモデル事業においては、エアコンの空調利用のみならず、一定の付加価値をサービス（※）として付与することを想定しています。応募に当たっては追加で付与する予定のサービスについて記載してください。

（※）エアコンの暑さ指数による自動制御や高齢者見守りサービスや事業実施に当たっての創意工夫による熱中症予防の促進等を想定していますが、これに限らず各実施事業者にて検討してください。

○エアコンモデル事業を通じて、エアコンのサブスクリプションのビジネスモデルを確立し早期の社会実装を目指していきます。

2. 公募対象事業等関係

（1）概要

Q2-1. エアコンモデル事業においては、エアコンの空調利用以外のサービスに関することも求めています。このようなサービスを追加することは必要でしょうか。

A2-1.

○今回のサブスクリプションでは、単なるエアコン利用の分割払い等ではなく、付加価値として追加されたサービスに対する対価を期間中にお支払いいただく事業の構築を目指していくものです。例えば、高齢者世帯における暑さ指数に応じたエアコンの自動制御等のサービス、高齢者が暑い日にエアコンを使用しているか等を家族が確認できる見守りサービス、エアコンの機能維持のための定期メンテナンスサービスを付与すること等が考えられます。サービス内容については、実施事業者における創意工夫で検討してください。

（2）実施事業者・事業体制について

Q2-2. 実施事業者とはどのような実施事業体を想定していますか。

A2-2.

○公募要領3（2）の実施事業者については、エアコンを提供する者、サブスクリプションを実施する事業者、サブスクリプション利用者を募集する者、地方公共団体

等の連携にて構成することを想定していますが、構成員については、事業者ごとに異なることと思われます。関係者間にて調整した上で応募してください。

Q2-3. 実施事業者への地方公共団体の参加は必ず必要でしょうか。

A2-3.

- エアコンモデル事業の実施に際しては、地方公共団体に参画いただくことが困難な場合も想定され、地方公共団体の参加は必須ではありませんが、エアコンモデル事業へ地域住民の参加を呼びかける観点や地域において熱中症を予防する観点（エアコンモデル事業の結果を地域内で展開すること等を含む。）から地方公共団体にも参加いただくことが望ましいと考えています。
- 地方公共団体が実施事業者へ参加しない場合は、エアコンモデル事業への地域住民への参加の呼びかけの進め方やエアコンモデル事業の成果の地域内での展開などの方法について記載してください。

Q2-4. 複数の地方公共団体が共同で応募・実施することはできますでしょうか。

A2-4.

- 実施事業者の構成員において地方公共団体は一つと想定していますが、複数の地方公共団体が連携して応募・実施していただくことも可能です。
- 複数の地方公共団体にて取り組む目的や想定される効果、地方公共団体ごとの役割や体制などについてわかりやすく記載してください。

Q2-5. 実施事業者を構成せずに、単一事業者での応募は可能でしょうか。

A2-5.

- 可能と考えますが、当該サブスクリプションの実施スキームや体制、エアコンの設置先の募集、地方公共団体との調整など、事業実施に向け想定される調整内容等につき、単一の事業者でも適切にエアコンモデル事業を実施できることについて詳細に記載してください。

Q2-6. 実施事業者での応募に当たっては、法人格は必要でしょうか。

A2-6.

- 応募に当たっては、法人格は必要ありません。ただし、エアコンモデル事業の遂行に当たっては、「サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業」において環境省が別途契約を行う請負者（以下「請負者」という。）から資金面を含めて支払いや支援が行われることになるため、少なくとも実施事業者内の主たる事業者については、当該契約を結ぶことができる主体である必要があります。

Q2-7. エアコンモデル事業においては、一定期間、エアコンのサブスクリプションが

行われますが、サブスクリプション期間が終了するまで実施事業者を組織する必要はありますか。

A2-7.

○エアコンモデル事業は令和5年2月末までの事業となりますが、エアコン利用者とのサブスクリプション契約は、当該契約に定められた期間継続することとなります。エアコンモデル事業後、契約期間が終了するまで間に実施事業者を構成し続けるかどうか等については、実施事業者において適切に判断してください。サブスクリプション利用者との契約に基づき適切なサービスの提供がなされるよう、実施事業者を構成する事業者間にて事前に十分に調整を行っていただくようお願いいたします。

○なお、サブスクリプション契約が終了するまでの間、環境省から当該事業の内容等について情報の提供等をお願いすることが想定され、その場合にあっては、実施事業者における主たる事業者へ連絡させていただきます。

Q2-8. 複数の事業者で構成される実施事業者に対し、環境省の支援手続を行う場合の資金の流れはどのようになりますか。

A2-8.

○エアコンモデル事業における環境省からの支援は、補助金ではありません。したがって、請負者と必要な契約を行っていただき、請負者が必要な資金を負担することを想定しています。

Q2-9. 民間事業者が複数の地域で別の事業体として複数応募することは可能でしょうか。

A2-9.

○一つの民間事業者が複数の地域において別の事業体を構成して複数応募することは問題ありません。

○複数応募する場合は、実施地域（地方公共団体）ごとに応募申請書を作成・申請してください。

(3) 事業内容について

Q2-10. サブスクリプションサービスについて最低限満たさなければならない条件はありますか。

A2-10.

○エアコンモデル事業でサブスクリプション利用者へ提供する予定のサービスとして、エアコンの空調利用以外に付加価値として提供するサービスについて検討してください。内容については、実施事業者ごとの創意工夫にてご検討してください。

Q2-11. 環境省からの対象経費につき、一つの実施事業者への支援の上限額はありますか

か。

A2-11.

○公募要領「9. 採択件数等」にありますように、世帯数の上限の目安を記載しておりますが、実際の世帯数については全体の応募の状況に応じて採択していくことを想定しており、全体の応募状況の結果、申請いただいた世帯数よりも減じて採択することもあります。

Q2-12. サブスクリプション利用者の途中解約の場合、またはその場合のエアコンの取扱いについてどうなりますか。

A2-12.

○途中解約等の場合における対応については、実施事業者ごとに創意工夫にて対応してください。

○途中解約等、サブスクリプション期間終了前のエアコンの取扱いとして、エアコンのリサイクル等が適切になされるよう制度設計をし、提案してください。

なお、家庭用エアコンの廃棄の際には、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に基づき、排出者(消費者・事業者)には、製造業者等で再商品化等が行われるように適正に排出する責務が、小売業者には、排出者から廃家庭用エアコンを引き取り、指定引取場所で製造業者等に引き渡す義務が、製造業者等は、指定引取場所で廃家庭用エアコンを引き取り再商品化等を行う義務がそれぞれあります。

Q2-13. 実施事業者におけるエアコンモデル事業の実施地域は、一か所に限定されるのでしょうか。それとも全国どこでも可能でしょうか。

A2-13.

○実施対象地域は全国で可能です。

○エアコンモデル事業の実施地域は、一自治体内において実施されることを想定しています。

○しかし、事業のスキームによっては、一自治体内に限らずに実施することが適切な場合も想定されます(インターネットでサブスクリプション利用者を募集する場合、家電量販店にて販売する場合等)。その場合は一か所に限定する必要はありません。事業のスキーム等をより詳細に応募申請書に記載してください。

Q2-14. エアコンモデル事業の事業実施期間は令和5年2月末まで(事業実施者からの最終報告書の提出は令和4年12月)となっていますが、事業実施期間後の環境省の関与はどのようなのでしょうか。

A2-14.

○環境省の関与は事業実施期間中となります。一方、諸事情により令和4年夏にサブスクリプション利用者における熱中症に関するデータを取得できなかった場合につい

ては、その後の対応につき相談をさせていただく場合があります。また、令和5年4月以降のサブスクリプションの状況などにつき環境省側から問い合わせをさせていただくことがあります。

Q2-15. サブスクリプション料金について目安はありますか。

A2-15.

○サブスクリプション料金は当該利用者との間の契約等で定めるものであり、実施事業者内にて適切と思われる料金を設定していただければと考えます（環境省から料金の目安をお示しすることはありません。）。詳細につき応募申請書に記載してください。

Q2-16. サブスクリプション契約期間の最長・最短期間について教えてください。

A2-16.

○料金設定同様、当該期間については、当実施事業者内にて適切と考える期間を設定していただければと考えます。詳細につき応募申請書に記載してください。

Q2-17. エアコンモデル事業の実施に当たり、熱中症予防の観点で行う事項は具体的にどのようなものでしょうか。

A2-17.

○測定機器等を活用し、暑さ指数等に応じたエアコンの利用状況等を確認していただきます。またアンケートの実施により、熱中症予防のためのエアコンに対する認識等を調査していただくこととなります。申請に際しては、当該項目についても、実施事業者の創意工夫にて記載してください。

Q2-18. 循環経済の促進について、サブスクリプションの利用期間が終了した後のエアコンの取扱いについてはどのような対応が必要ですか。

A2-18.

○エアコンの利用側がエアコンを所有しないというサブスクリプションの特性を活かすビジネスモデルが広がることで、エアコンのリユースやリサイクルが促進されることが期待されます。このエアコンモデル事業の実施事業者においてはエアコンのリサイクル等に当たっての方針について創意工夫を踏まえたご提案を記載してください。なお、家庭用エアコンの廃棄の際には、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、排出者（消費者・事業者）には、製造業者等で再商品化等が行われるように適正に排出する責務が、小売業者には、排出者から廃家庭用エアコンを引き取り、指定引取場所で製造業者等に引き渡す義務が、製造業者等は、指定引取場所で廃家庭用エアコンを引き取り再商品化等を行う義務がそれぞれあります。

（４）データの取得について

Q2-19. ビジネスモデル検証、熱中症に関するデータ、エネルギーの使用量などすべての項目についてデータの収集が必要ですか。

A2-19.

○エアコンサブスクリプションのビジネスモデルの確立、熱中症予防のためのエアコン利用の実態の把握など、エアコンモデル事業の目的の達成のために公募要領に挙げられているすべての項目についてデータ収集、分析をお願いします。

Q2-20. データ取得は、エアコンモデル事業を実施する全世帯又は全施設において対象となりますか。

A2-20.

○サブスクリプションのビジネスモデルや熱中症予防対策等に必要な検証データ取得を行っていただく観点から、可能な限り全世帯または全施設のエアコン使用データ等が望ましいですが、個別事情等の理由によりデータ取得が難しい場合はこの限りではなく、請負者と個別に相談してください。

Q2-21. データの取得のために必要な計測機器は、環境省支援の対象となりますか。

A2-21.

○エアコンに設置する計測機器は、電気機器、測定機器の範囲においては環境省支援の対象となります。データ取得にかかる通信費や測定機器等の撤去については、令和4年度の事業実施期間中においては費用の対象となりますが、令和5年3月以降は対象となりません。

Q2-22. 取得するデータ内容は、事業実施の途中で計画変更は可能ですか。

A2-22.

○取得するデータの内容については、事前に請負者とよく調整していただくことを予定しています。変更等についても請負者と相談をお願いします。

Q2-23. 「夏季の期間」は何月まででしょうか。応募する実施事業者が夏季の期間を独自に定めても良いでしょうか。

A2-23.

○7月から9月を想定していますが、実施事業者においてより長く設定いただいてもかまいません。

Q2-24. 報告書として提出するデータは、各世帯または各施設の個別の取得データの提出が必須となりますか。または取りまとめデータのみを提出すれば良いでしょうか。

A2-24.

○事業開始後、改めて、請負者から連絡をします。

Q2-25. データの取得で留意すべき点について教えてください。

A2-25.

○個別の取得データを提出する場合は、個人情報の取扱いに留意していただき、個人情報を判別できないよう加工を行っていただきます。その他、事業開始後に改めて請負者から連絡します。

Q2-26. 応募内容について審査委員会があるとのことですが、採択された場合、どのようなスケジュールになりますか。

A2-26.

○採択後については、速やかに請負者と事業の開始に向けての調整をしていただくこととなります。詳細は公募要領を確認してください。本年夏までのエアコンの設置、稼働に向けて、請負者と十分に調整をいただきたいと思えます。

Q2-27. 事業計画のスケジュールに変更が生じた場合、費用の対象となりますか。

A2-27.

○当該事業に直接該当する費用のうち、環境省支援の対象となる費用については、個別に請負者に相談してください。

Q2-28. スケジュールについて、エアコンの設置が間に合わず、令和4年夏の稼働がなされない場合のスケジュールについてはどのようになりますか。

A2-28.

○本事業は、サブスクリプションのビジネスモデルの検証のみならず、熱中症予防の観点から、当該サブスクリプション利用者におけるエアコンの利用状況等のデータの取得を予定していることから、各実施事業者においては、当該事業の開始を令和4年夏に間に合うよう計画いただき、令和4年夏における実証データの収集を行っていただきます。事業期間としては、公募要領5（1）事業実施期間として、最終報告書を令和4年12月末までに環境省に提出いただくことを想定していますが、本事業においては、利用者との調整の状況などの理由によりエアコンを令和4年夏までに設置できないことも考えられます。この場合にあっては、その際の取扱いについて請負者及び環境省と相談の上、対応いただきます。

Q2-29. 特に業務用のエアコンについては、令和4年夏までに設置は困難な場合が多いのではないのでしょうか。その場合は申請自体できないのでしょうか。

A2-29.

○業務用エアコンの場合については、建物の大きさ等により設置するエアコン等も異なり、場合によっては、計画や設置に期間を要する場合があります。

○こうした事案を検討されている場合にあっては、公募要領「16. 提出及び問合せ先」にご連絡をお願いします。

Q2-30. 各実施事業者において収集したデータや検討した内容について請負者等に提出するとありますが、提出した内容につき、他の実施事業者に対して共有されることはあるのでしょうか。

A2-30.

○提出された内容については環境省及び請負者にて管理することから、他の実施事業者に対して共有されることはありません。しかしながら、請負者がまとめる予定の報告書等においては、提出されたデータを活用して、作成することになるため、一部については公開される可能性があります。

Q2-31. 環境省と別途契約する請負者と連携する事業内容について教えてください。

A2-31.

○実施事業者においては、請負者と連携の下、事業実施計画の策定、データ取得項目の整理、事業の実施、アンケートの実施、データの収集、報告書の作成等を行っていただくこととなります。

○なお、請負者については、令和4年2月予定の「サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業」において調達を予定しています。

Q2-32. 請負者の情報は、採択通知の際にお知らせがありますか。

A2-32.

○採択された実施事業者に対しては請負者情報を速やかに連絡します。

3. 提出書類等

Q3-1. 事業実施計画等の策定等につき請負者における協力とはどのようなものでしょうか。

A3-1.

○事業実施計画や関連データ項目の整理等については基本的には実施事業者が主体的に行います。請負者においては、実施事業者におけるこうした取組の支援を随時行うこととします。

Q3-2. 中間報告書、最終報告書等の提出は必ず必要でしょうか。

A3-2.

○ビジネスモデル等の検証に必要となりますので、請負者の協力を得て、必ず提出して

ください。

Q3-3. 令和5年1月の検討会では、実際に出席をして事業等の報告をする必要がありますか（そのための旅費の確保が必要でしょうか）

A3-3.

○出席をお願いする際は Web 会議で依頼を行う予定です。出席をお願いする際は請負者から別途ご連絡します。

4. 事業実施期間及び事業開始時期関係

Q4-1. 事業実施期間は令和5年2月末までの約1年間となっている中、サブスクリプション利用者とのサブスクリプションの期間は中長期となりますが、この事業実施期間とサブスクリプション期間の関係はどのようなものになりますか。

A4-1.

○エアコンモデル事業は令和5年2月までとなっており、当該期間中は公募要領にあるようにサブスクリプションのビジネスモデルの検証、熱中症に関係するデータの収集等を行っていただき、その成果等につき、環境省が別途契約する請負者へ提出していただくこととなります。

○事業実施期間後については、環境省の関与はなくなりますが、引き続きサブスクリプション契約期間中はサブスクリプション利用者に対するエアコンサブスクリプションサービスの提供者として適切な対応をお願いします。

Q4-2. 本事業の採択が決まり次第、サブスクリプションモデル事業を始めても良いでしょうか。

A4-2.

○令和4年夏までのエアコンの設置、利用開始に向けて、可能な限り早期に事業を開始していただきたいと考えています。一方、当該事業に関する環境省側からの費用の支払いについては環境省が別途契約する請負者と実施事業者との契締結後となりますので、費用が発生する取組の開始については請負者とよく相談の上、進めてください。

5. 対象エアコン等

Q5-1. 高効率エアコンはすべて環境省支援の対象となりますか。

A5-1.

○公募要領「7. 対象エアコン等」をご確認ください。

○個別に判断が難しい場合には、公募要領「16. 提出及び問合わせ先」にご連絡をお願いします。

Q5-2. エアコン設置にかかる必要経費はすべて環境省経費の対象となりますか。

A5-2.

○公募要領「7. 対象エアコン等」、「10. 対象経費」等に該当する経費を対象とします。

Q5-3. エアコン設置時に壁に穴を開ける配管工事等は、サブスクリプションモデル事業経費の対象となりますか。

A5-3.

○工事費としての計上はできません。

Q5-4. サブスクリプションサービス終了後は設備の撤去・回収は必須でしょうか。

A5-4.

○サブスクリプションサービス終了後のエアコン撤去・回収については、実施事業者においてより効果的にエアコンの回収・リサイクルを行うための考え方・スキームについて応募申請書に記載してください。

○なお、家庭用エアコンの廃棄の際には、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、排出者（消費者・事業者）には、製造業者等で再商品化等が行われるように適正に排出する責務が、小売業者には、排出者から廃家庭用エアコンを引き取り、指定引取場所で製造業者等に引き渡す義務が、製造業者等は、指定引取場所で廃家庭用エアコンを引き取り再商品化等を行う義務がそれぞれあります。

Q5-5. 公募要領「7. 対象エアコン等」の表における電気機器や測定機器とは具体的に何を指しますか。

A5-5.

○サブスクリプション利用者におけるエアコン稼働状況等のデータ収集に直接必要なWi-Fi等の機器等を想定しています。

Q5-6. 高効率モデルと標準モデルにおける価格の差額とはどういうことですか。

A5-6.

○エアコンモデル事業においては、脱炭素を促進するため、高効率エアコンを使用します。一方、高効率エアコンは価格帯が高い場合もあるため、サブスクリプション利用者の過度な負担を減らすため、エアコンモデル事業においては高効率モデルと標準モデルの差額を支援します。当該支援によりサブスクリプション利用者における支払いを適切な価格に設定いただきます。

○詳細については公募要領「16. 提出及び問合わせ先」に問い合わせしてください。

Q5-7. 業務用エアコンにおける環境省負担分 3/5 とはどのようなことですか。

A5-7.

○詳細については公募要領「16. 提出及び問合せ先」に問い合わせしてください。

6. 対象となる要件等関係

Q6-1. 公募要領に記載されていない建物を対象とした場合、採択はされないのでしょうか。

A6-1.

○対象の建物について疑問がある場合においては、「16. 提出及び問合せ先」までご連絡をお願いします。

Q6-2. 家庭用エアコンは、戸建て又は集合住宅の指定が必要となりますか。

A6-2.

○応募申請時にあたっては可能な範囲で対象について具体的に記載してください。
○調整中の場合や採択後に募集を行う場合については具体的な記載が困難な場合もありますので、その際は、募集対象について可能な範囲で記載してください。

Q6-3. すでにエアコンを所有している世帯が、2台目又は3台目のエアコンを導入する場合、本事業の対象となりますか。

A6-3.

○このような場合においても原則1世帯当たり1台が対象となります。

Q6-4. 1台目は環境省の支援を受け、2台目や3台目は支援を受けずに個人又は実施事業者の負担でエアコンを設置することはエアコンモデル事業の対象となりますか。

A6-4.

○可能です。詳細は、「16. 提出及び問合せ先」までご連絡をお願いします。

Q6-5. 例外的に複数台設置することができる場合とはどのような場合でしょうか。また世帯数・台数の上限はどの程度になりますか。

A6-5.

○例外として考えられるのは、寒冷地における建物での暖房使用の際、複数台のエアコンを一括して使用せざるを得ない場合等を想定しています。
○その場合における採択する世帯数・台数については、全体の応募の状況をみて環境省にて判断します。

Q6-6. エアコンの買換えは支援の対象となりますか。その場合、エアコンの買換えに伴う既存のエアコンの撤去費用は支援の対象となりますか。

A6-6.

○買換えについて対象となります。しかしながら、その際の既存のエアコンの撤去費用については、環境省からの支援対象とはなりません。

Q6-7. 各家庭の状況によってエアコン付帯設備に差がある場合、エアコン利用に必要な設備経費は環境省支援の対象となりますか。

A6-7.

○公募要領をよくご確認いただき、ご応募をお願いします。個別の判断が難しい場合には、公募要領「16. 提出および問合せ先」までご連絡ください。

Q6-8. 業務用エアコンの場合の要件を具体的に教えてください。

A6-8.

○業務用エアコンについては、公募要領7～10を確認ください。

○業務用エアコンは設置する建物の大きさ等により台数等が大きく異なってくることから、判断が難しい場合には、公募要領「16. 提出及び問合せ先」にご連絡をお願いします。

7. 採択にあたっての配慮事項

Q7-1. 公募要領にある配慮事項とはどのように配慮されるのでしょうか。要件を満たしていれば必ず採択がなされるのでしょうか。

A7-1.

○配慮事項とは公募要領「12. 採択方法」における審査委員会が応募事案を審査する際に加点要素として判断する事項を指します。そのため配慮事項を満たしているからといって必ずしも採択されるとは限りません。

8. 採択件数と対象費用の上限

Q8-1. 申請する世帯数が多すぎる又は少なすぎる場合、審査で有利又は不利となりますか。

A8-1.

○審査にて不利となることはありませんが、全体の応募の状況に照らし、申請世帯数が多い場合などは採択の際に件数を減らした上で採択することは考えられます。

Q8-2. 対象件数や費用の上限について教えてください。申請件数や費用が上限を超えた場合は、環境省からのモデル事業の対象とならないのでしょうか。

A8-2.

○公募要領「9. 採択件数等」を確認してください。本事業予算の内数を採択予定として審査を行います。また、審査の過程で条件を付して採択とする場合がありますので、ご了承ください。

○また採択件数等については、あくまで想定している目安であり、世帯数が小規模でもかまいません。業務用エアコンについては、建物に応じてエアコンの台数等につき異なってくるため台数や施設数の目安を設けていません。支援額上限の範囲で申請してください。

9. 対象経費関係

Q9-1. 請負者との打合せに発生する費用は、事業の対象となりますか。

A9-1.

○対象となります。必要経費として算出してください。

Q9-2. 「必要な経費」とは、どのような用途に対して認められるのでしょうか。

A9-2.

○公募要領「10. 対象経費」をよくご確認いただき、ご応募をお願いします。個別に判断が難しい場合には、公募要領「16. 提出及び問合せ先」にご連絡をお願いします。

Q9-3. 応募時に、必要な経費をすべて計上しなければならないのでしょうか。

A9-3.

○細かな項目までは必要ありませんが、大まかな経費は計上いただく必要があります。採択後に、環境省及び請負者と相談の上、事業開始前までの事業実施計画に必要な経費の詳細を定めます。

Q9-4. 人件費は認められますか。

A9-4.

○地方公共団体の職員の人件費は対象となりませんが、それ以外に事業に直接従事した者の人件費で主体的に担当する者の経費が対象となります。詳しくは、公募要領「10. 対象経費」の人件費の欄をご確認ください。

Q9-5. 実施事業者を構成した後、応募申請を経て採択となるまでの間の実施事業者の事務費は環境省事業の対象となりますか。

A9-5.

○対象となりません。採択後、請負者との契約以降に発生した費用が対象となります。

Q9-6. 他の事業実施者に対する費用の負担は概算払いですか、精算払いですか。

A9-6.

○精算払いとなります。詳細については、採択後に、請負者と調整いただくこととなります。

Q9-7. 応募する実施事業者の予算ではなく、共同して事業に取り組むことを考えている企業や団体が独自に予算を獲得している場合は、それを記載しても良いでしょうか。

A9-7.

○環境省事業に必要な費用を積算してください。なお、同一の事業内容について、本事業以外に国からの補助金等を受けている場合は環境省対象経費の対象外となります。

Q9-8. エアコンモデル事業期間終了後のデータ収集にかかる経費や、サブスクリプション利用終了後のエアコン撤去費用は対象となりますか。

A9-8.

○令和4年度の事業実施期間中においては費用の対象となりますが、令和5年3月以降は対象となりません。

10. 応募方法関係

Q10-1. 本事業は、今回の応募期間以外にも令和4年度中に再公募の予定はありますか。

A10-1.

○本事業は令和4年夏の実施を目指していることから、現時点では再公募は想定していません。

Q10-2. 締切は当日消印有効ですか。また締切17時は書類又はメールの到着の期限でしょうか。

A10-2.

○応募はメールのみの受付となります。締切を過ぎた応募は受け付けませんのでご注意ください。

Q10-3. 参考となる資料が冊子等の場合は、郵送しても良いでしょうか。

A11-3.

○資料の送付はすべてメールでお願いします。

Q10-4. 資料は動画での提出は可能でしょうか。

A10-4.

○可能ですが、受信メールの上限容量が5MBまでとなりますのでご注意ください。

11. 採択方法関係

Q11-1. 審査方法について教えてください。書面審査のみでしょうか、または、インタビューやヒアリングの実施予定はありますでしょうか。

A11-1.

○審査に当たっては、提出していただいた応募申請書及び関係書類に基づき審査をします。ヒアリング等の予定はありません。

Q11-2. 採択基準について教えてください。

A11-2.

○公募要領「12. 採択方法」における審査委員会の際しての採択基準については公表していません。公募要領「1. 事業目的」等に照らし、当該事業の趣旨に鑑み適切と考えられる内容を申請してください。

Q11-3. 採択につき、結果及びその理由は公表されますか。

A11-3.

○採択された実施事業者については採択後に公表を予定しています（名称及び取組の概要を予定）。一方、採択結果に関する理由については公表を予定していません。

Q11-4. 実施事業者を構成する地方公共団体においては「令和4年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業」（地域モデル事業）にも応募を検討しています。当該地方公共団体が両方に申請をした場合は、何か審査に影響はありますか。

A11-4.

○エアコンモデル事業と地域モデル事業は趣旨や目的が異なるものであるため、重複した応募は可能です。両事業ともにモデル事業の採択のための審査委員会を通過した場合においては、両方ともに採択されることはありえます。

Q11-5. 地方公共団体において独自に獲得を予定している予算が議会の承認を得られなかった場合、エアコンモデル事業への応募に影響はありますか。

A11-5.

○地方公共団体において予算が獲得できなかったことが採択の可否には影響はしませ

ん。ご応募いただいた内容を総合的に勘案し審査します。

Q11-6. 審査委員会にて条件を付与する場合がありますとのことですが、条件はどの程度受け入れる必要がありますか。

A11-6.

○審査委員会における意見等についてはエアコンモデル事業において反映いただくこととなりますが、詳細は請負者・環境省担当官と相談の上、進めていくこととなります。

12. その他

Q12-1. 「環境省及び請負者と緊密な連携」とありますが、どのような連携を指しますか。

A12-1.

○エアコンモデル事業は、まだ市場で確立されていないビジネスモデルの追求する事業です。実施事業者における事業の遂行中に様々な課題が発生することが考えられることから、環境省、請負者、実施事業者が当該ビジネスモデル確立に向けて一丸となって課題に対処することが必要です。関係者間の情報共有や主体的な提案など積極的に連携をしていくことを想定しています。

Q12-2. 「サブスクリプション利用者に対して、エアコンの適正な利用の確保」及び「実施事業者における適正な事業の履行」とはどのようなことですか。

A12-2.

○エアコンモデル事業の事業実施期間後においてもサブスクリプション利用者が当該エアコンモデル事業の趣旨、目的に鑑み適正にエアコンを利用されることを確保してください。

○また、実施事業者においては、事業実施期間以降におけるサブスクリプション契約期間において、応募した内容に沿い、適切に事業を遂行してください。